令４年度心理的な負担の程度を把握するための検査業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、甲の定める「令和４年度心理的な負担の程度を把握するための検査等実施要領」に基づいて甲が行う心理的負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）について、甲が乙に委託するに当たり次のとおり委託契約を締結する。

第１　甲が乙に委託する業務（以下「委託事業」という。）の内容は、厚生労働省「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）」に基づき実施するものとする。

２　ストレスチェックは、別紙仕様書のとおり実施するものとする。

第２　契約期間は、契約締結の日から令和５年３月31日までとする。

第３　委託料の単価は、下表のとおりとする。

受検方法	単価（税抜）
クラウド型システム（Web）	円
紙面	円

２　乙は、委託事業が終了したときは、前項に定める委託料の単価に実施人員を乗じ、その額に、消費税及び地方消費税（100分の10を乗じた額（１円未満切り捨て））を加算して甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、請求を受けた日から30日以内に乙が指定する金融機関に支払うものとする。

第４　甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

２　乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

第５　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則（平成４年岩手県規則第21号）第38条第２項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生じるものとする。

第６　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

（１）天災その他の不可抗力によって、甲、乙、いずれの責めにも帰すことができないものにより、委託事業の実施を継続することができなくなった場合

（２）この契約締結後に生じた事情の変化により、委託事業の実施を継続する必要がなくなった場合
（３）乙が委託事業を実施することができなくなった場合
第７　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。
（１）甲が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づいて行う調査を妨げ、若しくは報告を拒み、又は第８の規定による甲の指示に従わなかったとき。
（２）不正の手段により委託料の支払いを受けたとき。
（３）次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。
（４）その他この契約に違反したとき。
２　前項の規定は、委託料の支払いがあった後においても適用するものとする。
第８　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第９　乙は、第６又は第７の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

第 10　乙は、第９の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

第 11　乙は、自己の責めに帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、その対価相当額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第 12　甲は、乙が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

２　前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 13　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第２項の規定に基づき甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき甲が求める報告を拒み、又は第８の規定による甲の指示に従わなかったとき。

（２）その他この契約に違反したとき。

第14　乙は、第三者に対し委託事業の一部若しくは全部の実施を再委託、若しくは請け負わせたり、またはこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならないものとする。

第 15　乙は、甲より知り得た特定の個人が識別される文書や図画、または、ＣＤディスクなどに情報が記録されたもの（以下、「文書等」という。）について、漏洩、滅失、き損の防止など必要な処置を講じ、的確な管理をするものとする。

２　前項の規定は、この契約期間満了後及び契約解除後も同様とし、契約期間満了後及び解除後において、文書等の破棄を行なう場合は、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分するものとする。

３　乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、契約の終了の日から５年間保存するものとする。

４　乙は、チェックシートについては契約の終了の日から１年、電子データについては契約の終了の日から５年間の保存期間経過後に適切な方法で消去・廃棄するものとする。

第16　委託事業の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、故意又は重過失のない限り、その負担と責任について甲及び乙と協議するものとする。

第17　甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

第18　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要の都度、甲、乙協議して定める。

この契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　　岩手県
代表者　岩手県知事　達　増　拓　也

乙

令和４年度心理的な負担の程度を把握するための検査等実施要領

（趣旨）

第１　この要領は、職員安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県訓令第 3 号）第 55 条に定める心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ストレスチェックの実施者等）

第２　ストレスチェックの実施者（以下「実施者」という。）は、本庁の産業医、保健師及び心理相談専門員とし、産業医を実施代表者、保健師及び心理専門相談員を共同実施者とする。

２　実施業務の一部を委託して実施するものとする。

（ストレスチェックの実施事務従事者）

第３　実施者の指示のもと、ストレスチェックの実施事務従事者として、総務事務センター及び保健所の担当職員に、ストレスチェックの実施日程の調整・連絡、調査票の配布、回収等の各種事務処理を担当させる。

（面接指導の実施者）

第４　ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、総括安全衛生管理者が指定する医師が実施する。

（実施時期等）

第５　ストレスチェックは、職員安全衛生管理規程に規定する定期健康診断の対象職員及び任用期間が 1 年かつ週の勤務時間が 19 時間以上の会計年度任用職員を対象に実施者が別途通知する実施期間に実施する。

２　前項のストレスチェック実施期間に、産休、育児休業、療養及び長期出張等（以下「休業等」という。）によりストレスチェックを受けることができなかった職員に対しては、別途期間を設定して、ストレスチェックを実施する。

３　第１項及び第２項のいずれの実施期間も休業等中の職員については、ストレスチェックの対象外とする。

（受検の方法等）

第６　職員は、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。

２　ストレスチェックは、職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることから、ストレスチェックにおいて職員は自身のストレスの状況をありのままに回答すること。

（調査票及び方法）

第７　ストレスチェックは、別に定める調査票を用い、行政情報ネットワーク（インターネット系）又は総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）を活用してストレスチェックシステム（以下「システム」）を利用したオンライン又は紙媒体で行う。

（ストレスの程度の評価方法・高ストレス者の選定方法）

第８　ストレスチェックの個人結果の評価は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成 27 年５月 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）（以下「マニュアル」という。）に示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャートに示すことにより行う。

２　高ストレス者の選定は、マニュアルに示されている「評価基準の例（その２）」に準拠し、以下のいずれかを満たす者を高ストレス者とする。
(1)「心身のストレス反応」（29 項目）の６尺度の合計点が 12 点以下である者
(2)「仕事のストレス要因」（17 項目）の９尺度及び「周囲のサポート」（９項目）の３尺度の計 12 尺度の合計点が 26 点以下であって、かつ「心身のストレス反応」の合計点が 17 点以下である者

（ストレスチェック結果の通知方法）
第９　ストレスチェックの個人結果の通知は、システム内で通知するものとする。ただし、紙媒体で提出された調査票に係る結果については、封筒に封入し配付する。

（セルフケア）
第 10　職員は、ストレスチェックの結果及び結果に記載された助言・指導に基づいて、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

（面接指導の申出の方法）
第 11　実施者から面接指導対象職員であることを通知された職員で、医師の面接指導を希望する者は、当該通知を受け取ってから、概ね 30 日以内に、実施者に申出するものとする。
２　面接指導を申し出た職員は、ストレスチェックの結果を総括安全衛生管理者に提供することについて同意したものとする。
　ただし、必要に応じて、職員の同意を得たうえで人事担当室課に提供することがある。

（面接指導申出の勧奨）
第 12　実施者は、面接指導対象職員に対し、原則として電子メールにより申出の勧奨を行う。
２　前項の規定により勧奨を行う場合において、実施者は、勧奨の対象者が面接指導対象職員であることを第三者に知られることがないよう配慮しなければならない。

（面接指導の実施方法）
第 13　総括安全衛生管理者は、面接指導の申出があったときは、遅滞なく医師による面接指導を実施するものとし、実施者を通じて、実施日時及び場所等を原則として電子メールにより、申し出た職員に通知する。
２　第 12 第２項の規定は、前項の規定により通知を行う場合に準用する。
３　第１項の通知を受けた職員は、指定された日時に面接指導を受けるものとする。

（面接指導を行う医師への情報提供）
第 14　総括安全衛生管理者は、面接指導を行う医師に対し、当該面接指導を受ける職員の所属、氏名、性別、年齢、職務内容その他面接指導に必要な情報及びストレスチェックの結果を提供するものとする。

（面接指導した医師への意見聴取等）
第 15　総括安全衛生管理者は、医師による面接指導を実施したときは、当該医師に対し、面接指導結果報告書兼意見書（面接指導結果の記録）により、面接指導の結果の報告及び職員の健康を保持するために必要な事項についての意見を求めるものとする。

（面接指導結果を踏まえた措置）
第 16　総括安全衛生管理者は、第６の規定により提出された面接指導結果兼意見書を踏まえ、必要があると認めたときは、所属長又は人事課総括課長と協議の上、面接指導を実施した職員に対し適切な就業上の措置を講じるものとする。

（集計・分析の対象集団）
第17　ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、職員安全衛生管理規程に規定する定期健康診断の対象職員を対象とし、原則として、次の単位で行う。
(1) 地区単位
(2) 各室課等の所属単位又は本庁、広域振興局及び出先機関の部局単位
　ただし、各室課等の所属単位又は受検者数が20人を下回る場合は部局単位で行う。
(3) その他、実施者が必要と認める単位
２　第1項の受検者数が20人を下回る場合は、当該単位での集計・分析は実施しない。
（ストレスチェック結果の記録の保存及びセキュリティの確保）
第18　ストレスチェック結果の記録は５年間保存する。その場合、ストレスチェック結果が第三者に閲覧されることがないよう、責任をもって管理をしなければならない。
（面接指導結果の保存）
第19　面接指導を実施した医師から提供された面接指導結果報告書兼意見書は５年間保存する。その場合、第三者に閲覧されることがないよう、責任を持って管理をしなければならない。
（ストレスチェック結果の共有範囲）
第20　職員の同意を得て提出されたストレスチェックの結果の写しは、総括安全衛生管理者が保有するものとする。ただし、必要に応じて、職員の同意を得たうえで人事担当室課に提供することがある。その場合、人事担当室課は、提供されたストレスチェック結果が第三者に閲覧されることがないよう、責任をもって管理をしなければならない。
（集団ごとの集計・分析結果の共有範囲）
第21　集団ごとの集計・分析結果とその結果に基づいて実施した措置の内容は、職員安全衛生管理委員会に報告する。また、必要に応じて、各部局人事事務主管室課の長及び所属長に報告する。
（健康情報の取扱いの範囲）
第22　ストレスチェック制度に関して取り扱われる職員の健康情報のうち、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データや詳細な医学的情報は、実施者が取り扱わなければならず、人事担当室課等に関連情報を提供する際には、適切に加工しなければならない。